

(沖繩及び北方問題に関する特別委員会)

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正

する法律案(閣法第九号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣は、沖繩県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であつて、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定する。

二、特定駐留軍用地跡地内の土地について、特定駐留軍用地内の土地の先行取得と同様、土地の所有者からの届出等に基づき買取りの協議を行うこと等とする。

三、この法律は、公布の日から施行する。